

第二十八条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第二号において「特区内農産物等」という。）であつて当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（同号において「特区内自己製造場」という。）において次の各号に掲げる酒類（別表第十八号の二において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第十八号の二に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるのは「一キロリットル」とする。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであつて特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許

【事業の名称】 特産酒類の製造事業

【現行制度の概要】

前条を参照ください。

【特例措置の内容】

酒税法の特例は、地方公共団体が、

①その設定する特区内において生産される農産物

②当該特区の周辺の漁場の区域（漁業法の規定により、漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該特区内に含まれるものをいう。）

内において採捕若しくは養殖される水産物

③上記の①の農産物又は②の水産物を原材料として製造される加工品

（上記①、②又は③を、以下「特区内農産物等」という。）

であって当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて認定を受けた特区について認められます。その特区内の自己の酒類の製造場において、次の果実酒又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、果実酒については、「6キロリットル」を「2キロリットル」に、リキュールについては、「6キロリットル」を「1キロリットル」に引き下げることをとするものです。

（1）酒税法第3条第13号（ニを除く。）に規定する果実酒（地方公共団体の長が特産物として指定した果実（特区内で生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）

（2）酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び地方公共団体の長が特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであって当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）

なお、本特例措置を活用して果実酒又はリキュールの製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

【原則】 酒類の年間製造見込数量が一定数量（最低製造数量）に達しない場合は、製造免許を受けることができない。

【要件】

〔製造者〕 構造改革特別区域内で特産酒類を製造する者
〔製造場所〕 構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場
〔製造する酒類〕 特産酒類に限る（原料の果実及び農産物、水産物又は加工品は当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもの（構造改革特別区域内等において生産等されたものに限る。）が必須。）

【特例】 酒類製造免許に係る「最低製造数量基準」を、果実酒については、「6キロリットル」を「2キロリットル」に、リキュールについては「6キロリットル」を「1キロリットル」に緩和する。

（注）酒類製造免許に係る他の要件（過去に禁錮以上の刑に処せられていないか等）は、適用される。

【趣旨】

本特例措置は、当該地域において、酒類の原料に適した特産物が生産されているという特性を活かして地域の活性化を図るため、特産酒類を製造することを可能にすることにより、特産酒類を当該地域への旅行者や宿泊客へ提供することはもとより、特産酒類の販売を通じて、当該特産品についての特区内外への宣伝や、当該地域の農産物等の利用拡大等につなげることににより、地域の活性化を図ろうとするものです。

【説明】

次の①から③の要件を満たす場合には、果実酒の製造免許に係る「最低製造数量基準」を2キロリットルに、リキュールの製造免許に係る「最低製造数量基準」を1キロリットルに引き下げることとするものです。また、「最低製造数量基準」を緩和する場合は、酒税法第12条第4号に規定する「3年間最低製造数量未達の場合」の取消要件を適用しないこととするものです。

- ① 製造者は、実施主体として構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）に定められた者（認定計画特定事業者）であること。
- ② 製造する酒類は、特産酒類に限ること。（製造する特産酒類の原料及び製造方法等は、構造改革特別区域法に定められている原料及び製造方法等によるものであること。）
- ③ 特産酒類の製造は、特区内に所在する自己の酒類の製造場において行うものであること。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 （略）

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四～二十 （略）

二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第七号から第十九号までに掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）をいう。

二十二～二十七 （略）

(酒類の製造免許)

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六 (略)

七 果実酒 六キロリットル

八～十四 (略)

十五 リキュール 六キロリットル

十六・十七 (略)

3～6 (略)

(酒類の製造免許の取消し)

第十二条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 (略)

○ 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）

(みりんに類似する酒類)

第八条の二 法第三条第二十一号に規定するその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものは、米及び米こうじを原料の一部として発酵させた酒類と木灰（木灰を原料の一部として製造した物品の原料となつた木灰を含む。第一号において同じ。）を原料の一部とした酒類（アルコール分が十五度未満でエキス分が十六度以上のものに限る。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該酒類の原料となつた木灰の重量が当該酒類一キロリットルにつき一キログラム以上であること。

二 水素イオン指数が五・五以上であること。

三 財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合が〇・二以上であること。

1 「酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）」

特例措置の適用を受けて製造することができる果実酒の原料や製造方法等について規定したものです。

(1) これらの原料となる果実については、「当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）以外の果実」を除くことにより、特区内で生産された地域の特産物であるものに限定することとしています。

(2) 「酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒」については、前条第1項の解説中【説明】の2を参照下さい。

(3) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において、

災害（冷害等）時において、特区内で生産された果実に代えて特区以外で生産された果実を規定しています。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年法律第三十六号）

（特産酒類の原料）

第三条 法第二十八条の二第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により当該構造改革特別区域内において生産された果実（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限り。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実とする。

2 （略）

2 「酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）」

特例措置の適用を受けて製造することができるリキュールの原料等について規定したものです。

(1) 「酒税法第3条第21号に規定するリキュール」とは、「酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの（酒税法第3条第7号から第19号までに掲げる酒類、溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）」と定義されています。

(2) 特例措置の適用を受けて製造できるリキュールにおいては、上記(1)の原料のうち、「酒類」及び「特区計画の認定を受けた地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）」を必須の原料とすることとした上で、このうち「酒類」については、製造コストを軽減する観点から、当該構造改革特区内に所在する自己の製造場で製造されたものを除くこととし、上記の必須の原料以外の原料については、特段の制約を設けないこととしています。

(3) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において、災害（冷害等）時において、特区内農産物等に代えて特区以外で生産等された農産物、水産物又は加工品を規定しています。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年法律第三十六号）

（特産酒類の原料）

第三条 （略）

2 法第二十八条の二第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により特区内農産物等（同項に規定する特区内農産物等をいい、当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この項において同じ。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農作物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、同項に規定する当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のものとする。

2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

【説明】

第1項の申請に基づき税務署長が果実酒又はリキュールの製造免許を与える場合には、製造する酒類の範囲を第1項に規定する特例で認められた特産酒類に限る旨の条件を付することができるよう読替規定を置くものです。

これは、酒類の製造免許は、品目ごとに与えることとなっておりますが、第1項の申請に基づき果実酒又はリキュールの製造免許を与える場合においては、特例で認められた特産酒類に限定する必要があるためです。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（読替え前）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

2 （略）

（読替え後の特産酒類（果実酒）の製造免許の条件）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 （略）

（読替え後の特産酒類（リキュール）の製造免許の条件）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 （略）

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合又は同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、同項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

【説明】

特区計画の認定が取り消された場合又は第1項の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は製造免許を取り消すことができる規定を設けるものです。

「認定計画特定事業者でなくなった場合」とは、例えば、特区計画の実施主体として定められなくなった場合が考えられます。

4 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

【説明】

酒税法第7条第3項では、酒類の製造免許を受けた者等の最低製造数量基準の適用除外について規定されています。同項第3号は、果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造する場合の規定ですが、本特例措置の適用を受けた者についてはこの規定を適用しないこととしています。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の製造免許）

第七条 （略）

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六 （略）

七 果実酒 六キロリットル

八～十七 （略）

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一・二 (略)

三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四～七 (略)

4～6 (略)